

4 事後調査の結果の概略

4.1 大気汚染

(1) 建設機械の稼働に伴う排出ガスによる大気質の状況

ア 浮遊粒子状物質

各調査地点の期間平均値（7日間）は、0.010～0.014mg/m³、日平均値の最高値は0.013～0.018mg/m³、1時間値の最高値は0.032～0.057mg/m³であった。また、期間平均値は、全ての調査地点で予測値（0.025mg/m³）を下回った。

なお、これらの結果は、参考までに比較すると、環境基準（1時間値の1日平均値が0.10 mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m³以下）を下回っている。

イ 二酸化窒素

各調査地点の期間平均値（7日間）は、0.015～0.027ppm、日平均値の最高値が0.023～0.036 ppmであった。また、期間平均値は、全ての調査地点で予測値（0.031ppm）を下回った。

なお、これらの結果は、参考までに比較すると、「環境基本法」（平成5年法律第91号）に定める環境基準（1時間値の1日平均値が0.04～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下）を下回っている。

4.2 騒音・振動

(1) 建設機械の稼働に伴う騒音レベル

建設機械の稼働に伴う騒音レベルの調査は、解体・土工事において行った。

各調査地点の高さ1.2mにおける騒音レベル（L_{A5}）の最大値は、60～67dBまでの範囲内にあり、全ての調査地点において予測結果（46.8～57.4dB）を上回った。また、地点4の高さ5.0mにおける騒音レベル（L_{A5}）の最大値は、69dBであり、予測結果（75.3dB）を下回った。地点1（敷地境界北西側）において予測を上回った理由は、補助19号線沿道に位置しており、自動車交通が途切れる時間が少ないことから、道路交通騒音による影響が考えられる。地点2（敷地境界北東側）において予測を上回った理由は、作業工程が変更になり、予測時には想定していなかった管理棟の建設を工場棟の解体・土工事と並行して行ったことによる建設作業騒音の影響が考えられる。地点3（敷地境界南東側）において予測を上回った理由は、予測では環境集じん機を全覆い仮設テントの北東側のみに配置していたのに対し、事後調査時には全覆い仮設テント南東側に2台配置したことによる影響が考えられる。地点4（敷地境界南西側）の高さ1.2mにおいて予測を上回った理由は、全覆い仮設テント上部の換気口から伝わる工場棟解体の騒音に対しては、仮囲い（3m）による回折減衰の効果が予測よりも小さかったことが考えられる。

そのほかに全調査地点の高さ1.2mにおいて予測を上回った理由として、解体する建物を全覆い仮設テントで覆っていたが、全覆い仮設テント上部の表面から伝わる騒音に対しては、仮囲い（3m）による回折減衰の効果が想定よりも小さかったことが考えられる。

なお、全ての調査地点において「騒音規制法」（昭和43年法律第98号）に定める特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準（85dB）を下回った。

(2) 建設機械の稼働に伴う振動レベル

建設機械の稼働に伴う振動レベルの調査は、解体・土工事において行った。

各調査地点における振動レベル（ L_{10} ）の最大値は、42～56dB までの範囲内にあり、予測結果（46.7～59.3dB）と同等か、予測結果を下回った。また、全ての調査地点において「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成12年東京都条例第215号。以下「環境確保条例」という。）に定める指定建設作業に係る振動の勧告基準（75dB）を下回った。

4.3 環境保全のための措置の実施状況（大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、電波障害、自然との触れ合い活動の場、廃棄物）

大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、電波障害、自然との触れ合い活動の場、廃棄物の各項目について、評価書に記載した環境保全の措置を適正に実施した。

なお、その他（ダイオキシン類、アスベスト及び粉じん）については、以下の(1)～(3)に示すとおり対策を講じた。

(1) ダイオキシン類対策

ダイオキシン類を含む灰等飛散しやすいものについては、既存施設の稼働停止後に十分清掃を行い除去しているが、解体工事においては、粉じんを抑制するために湿潤化し、飛散等がないよう処置した。

(2) アスベスト対策

「廃棄物処理施設解体時等の石綿飛散防止対策マニュアル」等に基づき、湿潤化や保護具の着用などの対策を講じた。除去物はポリ袋で二重に梱包するなど適切な方法で一時保管し、産業廃棄物の許可業者（収集運搬・処分）に処理を委託した。

(3) 粉じん対策

煙突解体工事は、外筒を残したまま内筒を上部から解体し、その後に外筒を湿潤化させながらワイヤーソーにより切断等を行い、粉じんの飛散防止や騒音・振動を低減する措置を講じた。

建築物解体工事は、圧碎機等を使用し、騒音・振動の低減に努めた。また、管理棟、工場棟を全覆い仮設テントにて覆い、環境集じん機で解体場所を負圧にし、粉じんが周囲に飛散しないようにした。解体時は適宜散水を行い、粉じん等の発生防止対策を実施した。さらに、可能な限り工場地下部を全覆い仮設テント内にて解体した。

5 その他

5.1 事後調査を実施した者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

[実施者]

名称 : 東京二十三区清掃一部事務組合
代表者 : 管理者 山崎 孝明
所在地 : 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号

[受託者]

(大気汚染、騒音・振動測定)
名称 : 株式会社P C E R
代表者 : 代表取締役社長 笠井 睦
所在地 : 千葉県流山市鱒ヶ崎 474 番地

5.2 添付資料等一覧

- (1) 事後調査結果 大気汚染 (別紙1) (p. 7~28)
騒音・振動 (別紙2) (p. 29~39)
- (2) 環境保全のための措置の実施状況 (土壌汚染、地盤、水循環、電波障害、自然との触れ合い活動の場、廃棄物) (別紙3) (p. 40~50)
- (3) 環境影響評価の手続経過 (別添1) (p. 51)
- (4) 関係許認可の状況 (別添1) (p. 51)
- (5) 工事の実施状況及び事後調査の実施状況 (変更後) (別添2-1) (p. 52)
工事の実施状況及び事後調査の実施状況 (変更前) (別添2-2) (p. 53)

5.3 連絡先

名称 : 東京二十三区清掃一部事務組合
住所及び電話番号 : 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号
03 (6238) 0915
担当部署の名称 : 建設部 計画推進課